

平成 14 年 1 月 17 日

警察庁交通局交通企画課法令係 様

社団法人日本作業療法士協会

会長 杉原 素子

「道路交通法施行令の一部を改正する政令試案等」に対する意見書

日頃より、国民の暮らしの中で安全な交通管理に関するご尽力に感謝いたします。

(社)日本作業療法士協会は、リハビリテーションの専門職として、障害者の生活自立と主体的な自立生活の支援に関する諸々の活動を実践してまいりました。

今般、貴局より提示されました「道路交通法施行令の一部を改正する政令試案等」に対する意見の募集については、国家的施策とされたノーマライゼーションの理念に反することのないよう十分な検討をしていただきますよう、再度、意見書を提出いたします。

基本的視点：

1. 病名や障害による差別処遇はあってはならない。
2. 何人も運転活動に関しては自己責任を負うものである。
3. 心身に障害があることを理由として、直接的に、免許取得による交通の利便性を享受し安全に暮らしを維持する権利を制限することは法の根本精神に違反するものと言わざるを得ない。

記

1. 「免許の拒否や取消しの基準等」に病名や障害を明記することについて

免許申請書及び更新申請書に具体的な病名の記載を求めないことは一定の評価ができます。しかし、例えば、精神分裂病と低血糖症との取消し等の基準の違いについて明確化されていない等、本基準等の内容は一貫して「病名や障害」を免許の拒否や取消しの基準としているものと考えられ、障害による差別を提示していることは不適切である。

障害のある人は、日頃より健康維持への適切な生活管理指導を受けているものであり、運転免許に関してのみ取得制限を設定することは、特に精神障害者に対する偏見と生活権の侵害を助長する恐れが多大であると考えます。

本基準等に関しては、病気や障害を明記せず、運転技術に必要な能力に視点を置き、「認知・判断・行動の能力の低下によって運転の安全に支障をきたす場合には、一時的に運転免許の停止を行う」とすべきであると考えます。したがって、一般人・若年者、高齢者を

含め、運転技術と安全性への配慮についての測定が可能となるよう、免許取得試験の適正性と公平性を整備することが重要であると考えます。

2. 「免許の拒否や取消しの基準等」の予測性について

6ヶ月を基準にした将来における機能レベルを予測することは、精神疾患だけでなく身体疾患についても困難であると考えられ、したがって、運転技術に必要な能力の予測についても同様であり、法としての根拠性を否定するものとなりうるばかりでなく、精神障害者に対する偏見を増長させる恐れがあると考えられます。

3. 「免許申請等による症状等の申告の整備」について

上記1.及び2.により、「免許申請書や更新申請書に病状等の記載の義務付け」については無効と考えます。

但し、上述した自己責任を負うという基本的な考え方から、補助的手段及び疾患に関して医師等からの助言等を申告するシステムについては検討されるべきであり、免許資格の内容と自己の現状能力について相談・指導を受けることができる適正なシステムが設置されるよう、慎重且つ本質的な検討がなされるべきであると考えます。

以上